

# 関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の 取りまとめ 一減容した使用済バーナブルポイズン保管場所変更一

令和4年4月27日  
原子力規制委員会

## 1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

## 2. 審査の結果の案の取りまとめ

原子力規制委員会は、令和3年10月11日に関西電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、令和4年3月11日に関西電力株式会社から当委員会に対し補正の提出がなされた。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめる。

## 3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について、別紙2のとおり原子力委員会の意見を聴く。

## 4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴く。

## 5. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉については、新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（1号炉及び2号炉については平成28年2月25日から30日間、3号炉及び4号炉については平成26年12月18日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（第1案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

## 6. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（上記5. の（第1案）の場合には、添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を含む。）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断を行う。